

# U I ターンしまね産業体験事業の概要

## 1. 目的等

島根県へのU I ターンを希望する人が、島根県内で一定期間、農林水産業や介護分野、伝統工芸等の産業体験を行う場合に助成する。

これにより、島根県での暮らしや仕事への適性を知り、その後の定住につなげるとともに、農林水産業・伝統工芸・介護分野の担い手を確保することを目的とする。

## 2. 助成金の内容

### 産業体験者助成金

県外在住者が県内で農林水産業等の産業体験を行う場合に、滞在経費支援として1か月あたり12万円を助成

県内に居住している親又は祖父母と同居し産業体験を行う場合は、1か月あたり6万円を助成  
※不測の事態により止むを得ず体験を中止し体験期間が3か月未満となった場合は、1か月あたり3万円を助成

### 親子連れ体験助成金

U I ターンしまね産業体験として認められる体験者のうち、中学生以下の子どもを同伴し体験する場合に、体験者1世帯につき1か月あたり3万円を助成

### 産業体験受入先助成金

U I ターンしまね産業体験事業による体験者の受け入れを行う者に対して、体験者1人につき1か月あたり3万円を助成 ※ただし、上限を3人までとする

## 3. 体験期間

- 伝統工芸を除く体験：3か月以上12か月以内
- 伝統工芸：3か月以上24か月以内

## 4. 適用除外等（原則）

国、県等の他の補助事業の対象となる場合  
学生アルバイト等の直接、U I ターンにつながる可能性の少ないもの

## 5. 助成金交付の時期等

### 産業体験者助成金

### 親子連れ体験助成金

体験開始後、3か月ごと及び体験終了時に前月までの実績に基づいて、原則として産業体験をする本人に対して支給する。ただし、産業体験助成金については、受入者や市町村等がこの助成金を立て替えて体験者に支給する場合はこの限りでない。

### 産業体験受入先助成金

体験開始後、3か月ごと及び体験終了時に前月までの実績に基づいて、受入者に対して支給する。

※この事業に係る助成金は税法上の雑所得として取り扱われると考えられます。